交通事故等が原因で介護保険を使うには、

新見市への届出が必要です！！

６５歳以上の方は、交通事故等で負ったケガが原因でも、要介護認定を受ければ介護保険でサービスを受けることができます。

**ただし、【第三者行為】によって要介護状態になったり、要介護度が重度化したりした場合は、新見市への届出が義務化されました。**

下記の事例に当てはまる方で、介護保険のサービスを使う方は、

**必ず、新見市高齢者支援課に連絡してください。**

【第三者行為】とは？

　自分以外の他人（第三者）から被害を受けることをいいます。

例）

　車にひかれてケガをした　※警察に届出をしていない場合も含む

　家族の運転する車に同乗していて自損事故があり、ケガをした

　他人の飼い犬にかまれてケガをした

　暴行を受けてケガをした

　飲食店で食中毒にあい、後遺症が残った

　店舗などの施設内で、設備欠陥・管理不十分による事故でケガをした

**家族や親類・知人なども第三者に含まれます。**近しい人との事故の場合でも、必ず高齢者支援課に連絡してください。

【お問い合わせ・届出先】

新見市

福祉部　高齢者支援課

介護保険係

（０８６７）　７２－３１４８